

令和 7 事業年度

監事の監査報告書

監 事 監 査 報 告 書

監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項^{*1}及び第 38 条第 2 項^{*2}の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の 2025 事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2026 年 6 月 23 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監 事 杵野 正明

監 事 宮島 香澄

¹ 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

² 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

記

I 監査の結果^{*3}

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。
H3 ロケット 8 号機打上げ失敗等に対して、役職員が真摯に受け止め、原因究明・再発防止等に取り組み対処したことを認めます。担当部門のみならず、部門横断による組織的な支援等、自律的な内部統制が効いている状況はマネジメント改革の成果であると考えます。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018 年 9 月 3 日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、「2025 年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、監事を補佐する監事室とともに、次の通り、監査を行いました。

³ 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)に従った書き方とした

1. 監査の進め方

- (1) 監事は、理事長と監事の間の了解^{*4}に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。
 - 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
 - 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
 - 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
 - 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
 - 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。
- (2) 監事は、理事長、副理事長と、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換しました。
- (3) 監事は、人材・組織開発統括会議や情報セキュリティ委員会等の重要案件が議論される会議にオブザーブ参加し、役職員の意見をモニタリングしました。
- (4) 監事は、「監査役監査基準」^{*5}及び「監事監査指針」^{*6}を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2025 年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。
- (5) 監事は、上記(1)から(4)までの監査を行うことによって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 重点監事監査項目

- (1)「マネジメント改革検討委員会」報告書のフォローアップ状況に関する監査結果
 - 各監査対象部署の取組み状況を確認するとともに、人材・組織開発統括会議への出席や人事部との意見交換を通じ、マネジメント改革検討委員会報告書に基づく改善対策のフォローアップ状況を確認しました。人材・組織開発統括会議では、2025 年 3 月に理事会議に報告された取組方針に沿って、役職員間で建設的な議論が進められていることを確認しました。
 - 人材ポートフォリオについて、人材・組織開発統括会議と各部門等間や役員間の議論を踏まえて、事業共通部門及び一般管理部門の人員配置案が設定され、事業実施部門についても、2026 年度夏までの設定に向けて議論が進められていることを確認しました。そのために必要な人材確保についても計画した目標を達成しつつあることを確認しました。人材ポートフォリオの設定に当たっては、必要人材の適正配置という観点で、経営層における議論とコンセンサス形成が重要と考えます。

⁴ 監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、令和 2 年 3 月 19 日改正)

⁵ 公益社団法人日本監査役協会、平成 27 年 7 月 23 日改定版

⁶ 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成 26 年 12 月制定

- 人事部によって人材育成プログラムの初版が 2025 年 8 月に制定され、同プログラムに沿った施策が実施されていることを確認しました。各部門、部等においても人材育成計画を設定して独自に研修を実施する等、魅力ある職場の醸成に向けた努力が認められます。一方で、業務監査においては、同プログラムに関し、「マネジメント寄りで専門職キャリアを描きにくい」、「事務系職種のキャリアステップが見えにくい」等の意見が出されています。人材開発担当者会議等において人事部と各部門、部間で職員に必要とされるスキルの明確化等の議論が進められていますので、その対応状況について監査を継続したいと考えます。

(2)「宇宙戦略基金制度」(以下「基金」)の運用状況に関する監査結果

- 各部署の業務監査を通じて、宇宙戦略基金に対する認識及び対応状況を確認するとともに、宇宙戦略基金事業部(以下「基金事業部」)の監査では、宇宙戦略基金制度の運用状況と課題の把握を行いました。
- 業務監査対象部署は、何れも宇宙戦略基金事業の重要性を理解し、FE (Facilitate Engineer)は、基金事業部が制定した「技術開発マネジメントガイドライン」に基づき、公募から実行段階までの職員の関与の在り方に沿って対応する等、適切に実行されていることを確認しました。他方、宇宙戦略基金事業と機構内の研究テーマとの重複確認と対処や、FE で支援している部署のリソース減少への対処といった課題を認識していますが、何れも関係部署で改善が図られていることを確認しました。
- 宇宙戦略基金事業は、2025 年度に第三期が造成されるなど、事業が急速に拡大しており、今後採択されたテーマ、技術課題の執行や SG (Stage Gate) 審査等の規模から運営体制の強化が望まれます。

(3)サイバーセキュリティ事案への対策等に関する監査結果

- 2023 年度に発生したサイバーセキュリティ事案に対する対策について、各監査対象部署における実施状況を確認するとともに、情報セキュリティ委員会への出席等を通じて機構レベルの対応状況を確認しました。
- 各部署の監査では、情報資産の管理と重要情報の識別・保護・アクセス管理(特に重要度 3 情報)について適切に対応されていることを確認しました。情報漏洩対策として一部部署では電子メール誤送信防止のためのツールを導入する等の対応が取られていることも確認しました。
- 安全なリモートアクセスの導入や通信制御・可視化に向けた JAXAnet の換装が行われる等、機構レベルの対策が全体として適切に進捗していることを確認しました。一方で、内部監査におけるセキュリティ・情報化推進部と各部門の役割分担と体制やコミュニケーション強化の必要性等に関する指摘の他、外部機関によるマネジメント監査でも複数の指摘事項が示されており、マネジメント面を含め引き続き改善を継続し、JAXA 全体の情報セキュリティを強化していく必要があると考えます。

3. 経常監査

- (1) 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、安全審査委員会、環境経営推進会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いのか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2025年度は、令和7年度決算関係書類の提出など)。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る会議等に参加し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

- (2) 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じて情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に参加し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

- (3) 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、鹿児島宇宙センター、角田宇宙センター)について監査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、一部施設設備の実地調査等により確認しました。また、その他の事業所等については、モスクワ技術調整事務所、西日本衛星防災利用研究センター、大樹航空宇宙実験場の往査を行いました。

さらに、主要な組織(経営企画部、調達部、調査国際部、宇宙戦略基金事業部、施設部、航空技術部門(航空機DX技術実証(XANADU)プロジェクトチーム)、研究開発部門(研究戦略部、研究推進部、CRD2フェーズIIプロジェクトチーム))について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧等により確認しました。

- (4) 契約の適正性についての監査

- 監事は、今年度開催された契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正性及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。
- 監事は、5億円超の契約伝票(支出契約607件2,798.8億円及び収入契約77件1,147.9億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

- 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催 41 回、案件数 3,262 件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

(5) 財務諸表等の監査

- 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受けるとともに、2025 年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、宇宙戦略基金勘定や補助金繰越等への対応状況などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。
- 補助金繰越の中で事故繰越額が近年増加していることを確認しました。事業運営上止むを得ない面はあるものの、再度の事故繰越は出来ず、計画見直しのリスクが生じることから、関係部署における適切な予算管理・運営が望まれます。

(6) 会計監査人との連携

- 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、監査に立ち会う等、必要に応じて説明を求めました。
- 監事は、会計監査人から、2025 年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2025 年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。
- 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

(7) 内部監査部門・業績評価部門との連携

- 監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査やセキュリティ監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。

(8) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会に出席したほか、他の独立行政法人及び国立研究開発法人の監事と情報交換を行い、監査の参考としました。また、日本監査役協会の監事情報交換会等に参加し、得られた情報を監事監査に反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定^{*7}において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2025 年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以 上

⁷ ・独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日)
・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日)
・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)
・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日)

令和 7 事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年6月19日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長 山川 宏 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宮崎 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

篠田 友彦

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の各勘定及び法人単位の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（令和7事業年度の会計に関する部分を除く。）である。国立研究開発法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの令和 7 事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（令和 7 事業年度の会計に関する部分に限る。）及び全ての勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、令和 7 事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち令和 6 事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- （１） 全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- （２） 事業報告書（令和 7 事業年度の会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- （３） 全ての勘定に係る勘定別決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（令和 7 事業年度の会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、国立研究開発法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」に含まれる「(2) 役員等の状況 ②会計監査人の名称及び報酬」に記載されている。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上